

令和8年度(2026年度)「けんちくの魅力」発信事業業務委託仕様書(案)

1 委託業務名

令和8年度(2026年度)「けんちくの魅力」発信事業業務委託

2 業務の目的

将来の人口減少、高齢化等の社会構造の変化の中で建設産業の担い手不足が生じており、建築業界の人材確保及び育成のため、児童や生徒に「けんちくの魅力」を伝え、広く県民に建築をPRする印刷物及びデジタルデータを制作する。

- ・児童・生徒に建築への興味や関心を育てる。
- ・熊本県の建築文化、歴史、技術、復興の歩み等をわかりやすく伝える。
- ・県民に建築の魅力を広くPRし、建築文化の継承と発展につなげる。
- ・「くまもとアートポリス」の理念を次世代に伝える。

3 業務の内容及び提出物

(1) 小中学生向け「建築ガイド」を制作すること。主な項目は以下のとおりとする。

① 全体の編集・デザイン

- ・イラストや図解などを多用し、視覚的に分かりやすいものとする。
- ・子どもたちが手に取りやすい工夫やデザインとすること。

② 「けんちくの魅力」を伝えるパンフレット原稿・デジタルデータの作成

- ・「けんちくの魅力」について、多角的な視点から提案すること。
- ・印刷物とデジタルデータを組み合わせ、効果的に周知できるものとする。

③ 地図の作成(熊本県全域図、熊本市内拡大図など)

- ・建築物の地点を記載すること。
- ・実際訪れてみたくなるような工夫を提案すること。

④ 写真撮影・手配

- ・制作に必要な建築物等の写真の撮影及び手配
- ・くまもとアートポリスプロジェクトに関しては、委託者から提供可能。

(2) デザイン校正(複数回)及び色校正(1回程度)を実施することとし、その方法は委託者と協議すること。

(3) 提出物については、次のとおりとする。

成果品	仕様	提出数
(1) 建築ガイド	①印刷物 A4・16ページ相当のボリュームとし、規格等は提案によるものとする。 ②デジタルデータ ・紙媒体のPDFデータのほか、提案によるデジタルデータ一式 ・撮影した写真データ一式	① 5,000部 ② DVD-R 1枚

#### 4 著作権に係る留意事項

- (1) 本業務において、第三者（熊本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を必ず行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり、新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務において、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり、新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

#### 5 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）10月8日（木）まで

#### 6 守秘義務

受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 7 その他

業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて委託者と協議し実施するものとする。